平成２９年（フ）第９５号
福島県いわき市小名浜愛宕町10番地の11　グリーンハイム２－２
債務者　佐久間正美
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第９７号
福島県いわき市自由ケ丘12番地の７　エコーハイツ103
債務者　木村　大輔
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１２９号
茨城県高萩市高浜町３丁目102番地　高浜住宅11―106号
債務者　宇佐美景子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第１３１号
茨城県高萩市大字高戸142番地の２　サンライズ高萩203号、前住所茨城県高萩市大字上手綱3230番地の34
債務者　鈴木久美子
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第２０７号
茨城県稲敷郡阿見町中郷２丁目６－８　北沢ハイツＢ201号室、住民票上の住所茨城県ひたちなか市牛久保１丁目３番13号
債務者　山崎　一宏
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３４０号
岐阜県美濃市さくらヶ丘３丁目１番12号
債務者　向澤ひとみ（旧姓辻村）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第８９４号
神戸市中央区日暮通５丁目１番３号　メゾン・ドゥ・ロイ405号、従前の住所神戸市中央区下山手通２丁目13番19号　シルバービル302号
債務者　ダイニングバーかずちゃんこと　髙木　一枝
1　決定年月日時　平成29年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２６号
鳥取県米子市皆生５丁目５番15号　303号
債務者　遠藤　泰裕
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第６８６号
広島市南区比治山町３番29―101号
債務者　松村　信吾
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３０号
広島市東区若草町９番25―809号
債務者　古川　慎吾
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４６号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―202号
債務者　山口　友香（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第１６３号
茨城県龍ケ崎市城ノ内４丁目８番地１　アスティオス201号室
債務者　市原真由美（旧姓墳崎）
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
茨城県稲敷市中山4958番地１　中山荘Ｃ―10号室
債務者　佐藤　一夫
1　決定年月日時　平成29年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
石川県野々市市二日市町613番地12　県営12―102、従前の住所金沢市上荒屋８丁目69番地
債務者　寺島　和美
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２０号
金沢市円光寺１丁目５番20号　県営住宅14棟１号、従前の住所金沢市有松２丁目８番７号
債務者　浅下　博之
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２２号
金沢市野町２丁目18番10号　和田荘２Ｆ、従前の住所石川県野々市市粟田１丁目101番地２
債務者　千代由紀子
1　決定年月日時　平成29年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月29日まで
金沢地方裁判所民事部